

千葉市議会議員及び千葉市長の資産等補充報告書等の閲覧の概要について

「千葉市議会議員の政治倫理に関する条例」及び「千葉市長の政治倫理に関する条例」に基づき、千葉市議会議員の資産等補充報告書、所得等報告書並びに千葉市議会議員及び千葉市長の関連会社等報告書の閲覧を6月30日（水）から開始しますので、お知らせします。

1 対象者及び報告内容

対象者	報告内容
議員（下記に記載する議員を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・資産等補充報告書 ・所得等報告書 ・関連会社等報告書
議員（令和3年3月21日執行の千葉市議会議員若葉区選挙区補欠選挙で当選した議員）	<ul style="list-style-type: none"> ・関連会社等報告書
市長（その配偶者及び扶養する親族を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・関連会社等報告書

2 閲覧に供する報告書

(1) 資産等補充報告書

任期開始の日後、毎年新たに有することになった資産等で12月31日において有するものについて、翌年の4月1日から4月30日までの間に議長に提出する。

報告すべき資産等

- ①土地
- ②建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- ③建物
- ④預金及び貯金（普通預金及び普通貯金を含む。）
- ⑤有価証券
- ⑥自動車、船舶、航空機及び美術工芸品
- ⑦ゴルフ場の利用に関する権利
- ⑧貸付金
- ⑨借入金

<参考>資産等報告書について

平成31年の改選に伴い、令和元年5月1日に有する資産等について、議長に提出されています。

(2) 所得等報告書

前年1年を通じて議員であった場合、前年分の所得等について、4月1日から4月30日までの間に議長に提出する。

報告すべき所得等

- ①前年分の所得金額
- ②前年分の贈与税の課税価格

(3) 関連会社等報告書

毎年4月1日において、報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合、4月2日から4月30日までの間に議長に提出（市長は作成）する。

報告すべき事項

当該会社等の ①名称、②住所、③当該職名

令和3年度各種報告書の作成及び閲覧スケジュール

報告書名	基準日	提出（作成）期間	閲覧準備期間	閲覧開始日	保存期限
資産等補充報告書 (議員のみ※)	R2. 12. 31	R3. 4. 1(木)	R3. 5. 1(土)	R3. 6. 30(水)	R8. 4. 30
所得等報告書 (令和2年分所得等) (議員のみ※)	R2. 1. 1) R2. 12. 31	R3. 4. 30(金)			
関連会社等報告書 (令和3年4月1日現在の名称等) (議員及び市長)	R3. 4. 1	R3. 4. 2(金)) R3. 4. 30(金)	R3. 6. 29(火)		

※ 令和3年3月21日執行の千葉市議会議員若葉区選挙区補欠選挙で当選した議員を除く。

3 報告書の保存及び閲覧

- (1) 保存期間 報告書を提出（作成）すべき期間の末日の翌日から起算して5年間
- (2) 閲覧対象者 何人も閲覧できる
- (3) 閲覧開始日 令和3年6月30日（水）
- (4) 閲覧時間 9：00～17：15
- (5) 閲覧場所 議員分については、議会事務局総務課（議事堂1階）
市長分については、総務局総務部人事課コンプライアンス推進室（本庁舎2階）

【市等との請負契約等の状況に関する公表について】

議員・市長は、前年度中に議員・市長であった期間に、議員・市長が実質的に経営に携わっている法人*又は議員・市長の2親等以内若しくは同居の親族が経営する法人と市等との間において、請負契約等がなされた場合に、請負契約等の状況を議長に報告（市長は作成）することになっていますが、今年度は該当がありませんでしたので、併せて、お知らせします。

*市長にあっては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。